

○三種町地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、秋田県（以下「県」という。）と県内市町村が共同して実施する第2期秋田県移住・就業支援事業における地方就職学生支援事業（以下「地方就職学生支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了して、県内就職及び三種町（以下「町」という。）に移住する者に対し、予算の範囲内で三種町地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、若者の人材確保及び町への移住促進を図ることを目的とし、その交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（令和6年4月1日あきた未来創造部移住・定住促進課長決裁。以下、「県実施要領」という。）及び法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件を満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに原則4年以上（大学院の場合は2年以上とする。）在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、自らの県内就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等（以下「就職活動等」と

いう。)に係る経費(以下「交通費」という。)については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 町内に移住したこと。ただし、就職活動等に係る交通費については、勤務地が県内に所在する企業等に就職することが内定し、町に移住する予定であること。

イ 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前から1年以内であること。

ウ 申請日から1年以上、町に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、卒業後に次項第1号の要件を満たす企業等に就職し、転入日(住民票を移さず転出していた者については就業開始日)から1年以上、町に継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他、県及び町が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が県内に所在する企業等に前項第1号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費・移住に係る経費（以下「移転費」という。）が支給される場合は対象外とする。）ではないこと。

(2) 身分に関する要件 国家公務員でないこと。

(3) 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

ウ 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

エ 在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(交付金額)

第3条 支援金の交付金額は、大学等入学後の就職活動等に係る交通費及び移転費として、次の各号に定めるところとする。

(1) 就職活動等に係る交通費については、往復交通費から内定先の企業が支給した交通費を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、17,220円を上限とする。

(2) 移転費については、移転に要した実費の金額又は108,000円のうちいずれか低い金額とする。ただし、内定先の企業から移転費が支給された場合は控除した額とする。

2 前項の規定により算出された支援金の額に1円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(交付回数)

第4条 交付回数は、交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 三種町地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号） 交通費のみ申請する場合

(2) 三種町地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号の2） 移転費のみ申請する場合

(3) 三種町地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号の3） 交通費及び移転費を申請する場合

(4) 写真付き身分証明書

(5) 卒業又は修了証明書（卒業又は修了日から就業開始日が1年以内のもの）

(6) 在学証明書（在学中に交通費を申請する場合）

(7) 就職活動等に係る交通費及び移転費の領収書

(8) 内定証明書（様式第2号） 在学中に申請する場合

(9) 就業証明書（様式第2号の2） 就業後に申請する場合

(10) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）

(11) その他町長が必要と認める書類

(支援金の交付)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、三種町地方就職学生支援金の交付（不交

付) 決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

- 2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付(不交付)決定通知書の再交付を必要とするときは、三種町地方就職学生支援金交付(不交付)決定通知書再交付願(様式第4号。以下、「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、三種町地方就職学生支援金の交付(不交付)決定通知書[再交付](様式第5号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、第5条に規定する申請書を受理した場合のほか、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な報告及び立入調査を申請者又は関係各所に求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第10条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、その交付決定の全部又は一部を取消し、三種町地方就職学生支援金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第6号)により期限を定めて、当該支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から1年以内に町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に町に住民票がある場合を除く。

エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3箇月以内に県内に所在する別の企業に就業する場合を除く。）

オ 町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内で町から転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付及び返還に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の三種町地方就職学生支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する支援金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。